

# 認定看護師ニュースレター第67報

皮膚・排泄ケア認定看護師の鴨川です。今年に入り、数か月間、「からし色」の制服を着て、背中に長崎大学病院 看護師特定行為 研修生の文字を目にされた方も多いと思います。今回、私が受講した『看護師特定行為』についてお話しさせていただきます。

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる21区分、38行為です。（厚生労働省ホームページより抜粋）手順書を用い、病状の範囲内であれば、医師の具体的指示を待たず、特定行為が行えるというものです。私が受講した特定行為区分は「創部管理関連」「創部ドレーン管理関連」の2区分、「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流の無い壊死の除去」「創傷に対する陰圧閉鎖療法」「創部ドレーンの抜去」の3行為です。

受講のきっかけは、創傷を看っていくうえで、病院では、しっかりと創傷管理が行われ治癒に向かっていくことがほとんどですが、在宅や施設に戻ると創傷が悪化することをしばしば経験します。在宅や施設に戻ると、自己判断で処置が滞ったり、自己流になる、洗浄や入浴などのケアが不十分になるなどの要因が考えられます。なお、悪化してもどうしていいかわからず、次の受診まで同様のケアが行われていたり、そもそも受診が難しいケースもあります。そこで、自分が在宅や施設に出向き、処置やケアを行い、病院同様に創傷管理を継続できれば悪化が防げるのではないかと考えました。壊死組織が増える前にメンテナンスデブリードマン（壊死組織の除去）を行う、陰圧閉鎖療法を在宅で継続することができれば、傷がありながらも住み慣れた自宅や施設での生活を維持できると考えます。そのためには、自身がスキルアップすればいいんだと（単細胞生物なので）、長崎大学病院で行われる特定行為研修に応募しました。

特定行為研修の流れとして、書類送付、ZOOM面接を経て受講に至りました。6～9月eラーニングで共通科目を受講、試験。10～11月eラーニング区分別科目を受講、試験、手技練習、OSCE試験を突破し、1～5月自施設実習を行いました。最終審査を経て、2023年5月31日、修了証書を手にすることができました。資格奨励支援制度（長期出張制度）を活用して、勤務時間内でのオンデマンド研修、出張扱いの実習など病院からの支援を受けられたことも安心材料の一つでした。

今後の取り組みとして、院内で特定行為の技術を深めるとともに、関連施設でも特定行為が行えるよう基盤づくりを行っていきます。また、在宅での特定行為が行えるよう、連携する在宅医への広報も行っていく予定です。

自身が受講中の問題は、長崎大学病院へ講義や試験等で出向くことがあり、寝たきりの母をショートステイに預けながらの研修生活でした。ケアマネージャーさんや施設の方々の協力で無事終わることができました。この場をお借りして、今回の研修に当たり、協力していただいた関係者の皆さまへ感謝申し上げます。さらに、お忙しい中、実習指導をしていただきました、皮膚科山口先生、外科草場先生、馬場先生ありがとうございました。

eラーニングや研修で不在になる中、ご協力いただいた看護部の皆さまへ感謝申し上げます。

子育て中や介護中、自分の年齢など、自身のスキルアップに二の足を踏む方もいらっしゃると思います。その方々に、一歩踏み出すと目指す方向に進んでいけるとお伝えしたいです。おのずと道は開けます。



グレープフルーツに  
デブリードマンを施し  
ているところです。

作成：鴨川千香子  
承認：横山藤美